

事務連絡

平成19年8月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準」について（依頼）

医療機器の流通の適正化につきましては、医療保険制度下における公正な取引等の確保及び医療機器業界における公正な競争秩序の確保という観点から、関係業界への指導を適宜行っているところです、

近年、医療機器の適正かつ安全な使用のために医療機器事業者が医療現場に立ち入って情報提供を行う、いわゆる「立会い」が行われていますが、公正な取引の確保及び適正な医療の提供の観点から問題となる事例がみられたこと等から、昨年9月に医療機器業公正取引協議会において、標記基準（以下「基準」という。）を作成し、平成20年4月1日から施行することとされているところです。

については、基準の施行まであと半年程度となっていることにかんがみ、改めて、各都道府県の御理解と御協力をいただき、貴管下の医療機関等に対し基準の一層の周知を図っていただくとともに、必要に応じ、御指導いただきますようお願い致します。

なお、医療機器業公正取引協議会においても、引き続き、会員事業者を通じて医療関係者に対する周知活動の徹底を図るとの方針を確認しているところです。

（注）別添の「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準」について（依頼）（平成18年11月10日 医政経発第1110001号）は前記のとおりのため、省略。